

## 新旧対照表

### 「電子交付閲覧サービスに関する約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第2条 対象書面</b></p> <p>「電子交付閲覧サービス」の対象書面は、以下の①及び②の書面とします。</p> <p>なお、対象書面の選定及び廃止については、当社ホームページへの掲載によりお客様にお知らせします。</p> <p>① 法令・諸規則等により、お客様に交付等を行う書面（<u>目論見書等（当社が記載事項について説明を行う書面）を含みます。</u>以下「法定交付書面」といいます。）について、法令・諸規則等により、「電子交付閲覧サービス」による提供が認められている書面の中から当社が選定した書面</p> <p>② 法定交付書面以外について、当社が選定した書面</p> <p><b>附則</b></p> <p>この約款は、<u>2021年6月16日</u>より適用させていただきます。</p>	<p><b>第2条 対象書面</b></p> <p>「電子交付閲覧サービス」の対象書面は、以下の①及び②の書面とします。</p> <p>なお、対象書面の選定及び廃止については、当社ホームページへの掲載によりお客様にお知らせします。</p> <p>① 法令・諸規則等により、お客様に交付等を行う書面（以下「法定交付書面」といいます。）について、法令・諸規則等により、「電子交付閲覧サービス」による提供が認められている書面の中から当社が選定した書面</p> <p>② 法定交付書面以外について、当社が選定した書面</p>